

議案第九十九号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港 区 長
清 家
愛

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立北青山高齢者在宅サービスセンター

港区立北青山地域包括支援センター

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人東京聖労院

東京都清瀬市中里五丁目九十一番二

三 指定の期間

令和九年四月一日から令和十九年三月三十一日まで

（説明）

北青山高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。